

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月18日（平成28年（行個）諮問第30号）

答申日：平成28年5月12日（平成28年度（行個）答申第7号）

事件名：本人に係る障害年金の書類等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「障害者年金の書類（一式）、年金機構の意見書」に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、関東信越厚生局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年11月5日付け関厚発1105第50号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

原処分の取消を求める。

(2) 意見書

理由説明書に対する意見書としまして記載されている説明に不服を申し立てさせて頂き不開示部分を開示して頂きたく願います。

又、不開示部分の開示が妥当でないのであれば通知して頂いた理由書に記載されている説明以上に具体的な説明文章を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成27年10月26日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「障害者年金の書類（一式）、年金機構の意見書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを

不服として、平成27年11月19日付け（同月20日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした情報のうち、「届書（申請書等）の返戻等について」の不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、法14条2号に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、障害年金の書類（一式）、年金機構の意見書である。

(2) 不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報のうち、「障害状態認定調書」の不開示部分は、障害認定審査医員の印影、また、「届書（申請書等）の返戻等について」の不開示部分は、病院職員の氏名（姓）であり、これらは、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年3月2日 審議
- ④ 同月22日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年4月21日 委員の交代に伴う所要の手續並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年5月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「障害者年金の書類（一式）、年金機構の意見書」に記載された保有個人情報であり、具体的には、「障害者年金の書類（一式）」は審査請求人が行った国民年金障害基礎年金の請求及び当該

請求に対する不支給決定を不服として社会保険審査官に行った審査請求に関係する文書であり、「年金機構の意見書」とは、同審査請求に関連して、厚生労働大臣が社会保険審査官及び社会保険審査会法9条2項の規定に基づき社会保険審査官に提出した意見書の基礎になった日本年金機構から厚生労働大臣への意見の文書である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号本文前段に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分を取り消して不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号に該当するため、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 「障害状態認定調書」の障害認定審査医員の印影について

ア 障害認定審査医員とは、国民年金又は厚生年金の給付の裁定等に係る事務のうち、障害程度の認定事務に当たる医師であり、日本年金機構が委託契約している。本件の印影は、国民年金の障害認定審査医員のものである。

イ 「障害状態認定調書」を作成した審査医員の印影は、当該医師に係る法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、当該医師の印影の法14条2号ただし書該当性について検討する。当該印影は、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されているとする慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、審査医員である当該医師の印影は、法14条2号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 「届書（申請書等）の返戻等について」の病院職員の氏名（姓）について

「届書（申請書等）の返戻等について」とは、審査請求人が障害基礎年金の申請を行った市役所と日本年金機構の事務センターとの間の、申請書類の補正及び再提出についてのやり取りが記載された文書であり、同文書には、市役所側が手書きで記載した民間の病院の特定職員

の氏名（姓）及び同職員からの電話連絡の内容が記されている。

民間の病院の職員の氏名（姓）は、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 14 条 2 号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第 3 部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子